

西宮市学校施設の有効活用基本方針策定の件

西宮市学校施設の有効活用基本方針を次のとおり策定する。

令和元年10月9日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重 松 司 郎

# 西宮市学校施設の有効活用基本方針

令和元年 月

西宮市教育委員会

## 目次

1	方針策定の背景・目的	1
2	学校を取り巻く現状	2
3	必要諸室と活用可能教室について	4
4	活用の対象となる施設について	6
5	有効活用の基本的な考え方	7
6	長寿命化改修と改築時における複合化	8
7	複合化の検討体制	8
	別表【小学校】必要諸室	9

## 1 方針策定の背景・目的

学校施設は教育活動を行うための施設であり、子供達の学習・生活の場としての役割を持っています。同時に、地域住民の活動の場や避難所としての役割を担うなど、地域住民にとって身近で地域の核となる公共施設であります。特に、小学校は地域にとって身近な施設であり、本市においては、青少年愛護協議会やスポーツクラブ21が主に小学校区を単位として活動しており、小学校が地域活動の拠点となっています。

現在、高度経済成長期に整備された公共施設は老朽化が進み、次々と更新や改修の時期を迎えようとしています。そして、阪神・淡路大震災直後に整備された公共施設が大規模改修の時期を迎えるなど、施設整備需要が増加しており、その対策が急務となっています。

一方で、少子高齢化が進み、働き手の中心となる世代が減少していく中、市税収入の大幅な増収は見込めないうえ、高齢化が進むことで社会保障関係経費は一層増大していくものと見込まれています。今後、限られた財源の中で施設の新設や更新・改修を行うにあたっては、規模縮小のほか、複合化や集約化などの様々な有効活用策を組み合わせながら取組みを進めていく必要があります。

国の教育再生実行会議の第六次提言（平成27年3月4日）においては、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、実情に応じた活力ある学校づくりの実現が求められています。

加えて、国の「新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日）」によると、放課後児童対策として新たに整備等を行う場合には、学校施設を徹底的に活用することが示されています。これまで学校教育に支障のない範囲で留守家庭児童育成センター整備の取組みを進めてきましたが、より一層、学校施設の有効活用を図ることが求められています。

こうした中で、学校施設は、地域の核となる貴重な社会資本として有効活用を進めていきましたが、活用にあたっては教育環境として必要な教室を確保した上で取組みを進めていく必要があります。このことから、学校教育を行うために必要な諸室等を定め、教室活用の基本的な考え方を整理し、更なる有効活用を図るために「西宮市学校施設の有効活用基本方針」を定めることとしました。

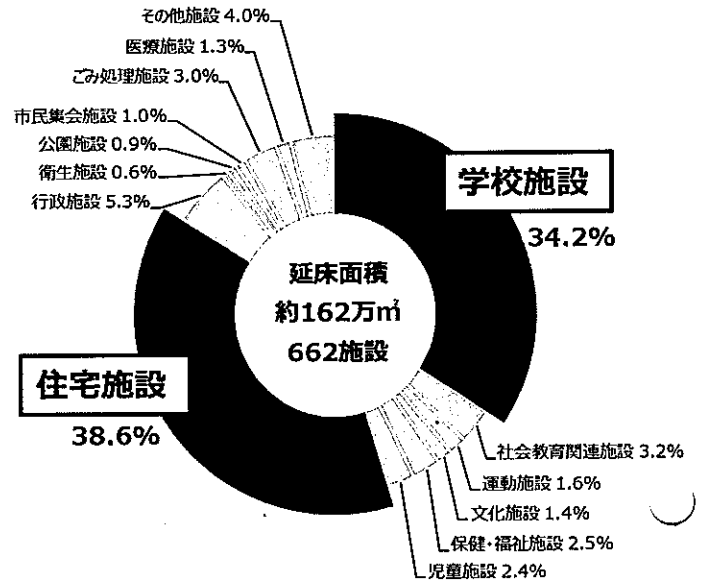
なお、現在の有効活用は小学校を中心に行っていることから、必要諸室等の内容は小学校を中心に説明することとしますが、本基本方針は、すべての市立学校施設を有効活用の対象とします。

## 2 学校を取り巻く現状

### (1) 学校施設の面積

本市の建築系公共施設は 662 施設、延床面積約 162 万㎡（平成 30 年 3 月 31 日時点）となっています。学校施設は、住宅施設に次いで多くっており、約 34.2%を占めています。

市町村が保有する施設の中で学校施設が大きな割合を占めることは、全国的にも同様の傾向であり、学校施設の老朽化対策や活用をどのように進めていくかは、各地方公共団体において大きな課題となっています。



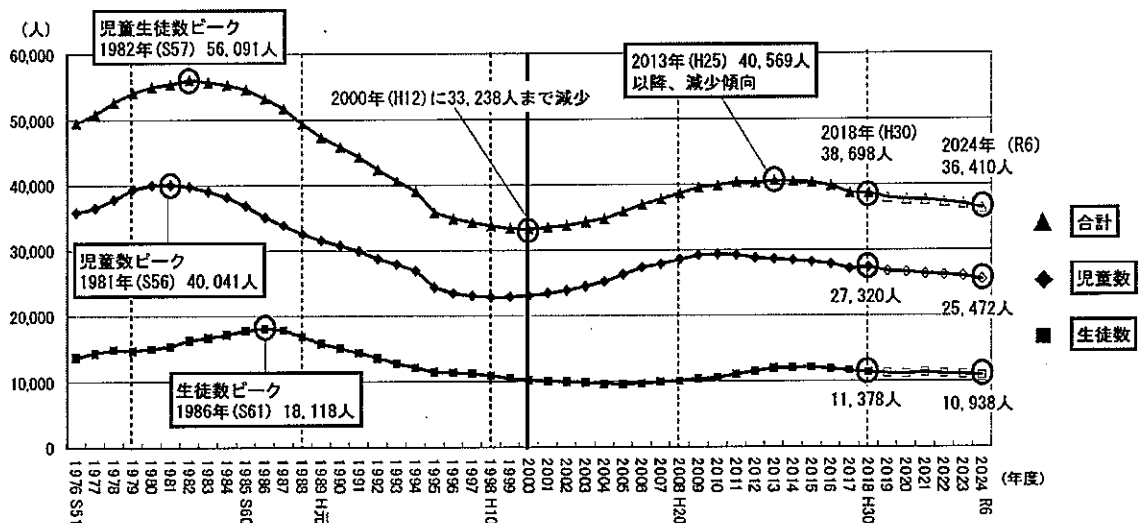
### (2) 児童・生徒数の推移

市立小・中学校に在籍する児童・生徒数は、昭和 57 年度の約 5 万 6 千人がピークで、平成 12 年度には約 3 万 3 千人となり最大時の約 59%に減少しています。

その後、いったん増加に転じましたが、平成 25 年度以降は減少傾向にあり、平成 30 年度時点では約 3 万 9 千人で、ピーク時の昭和 57 年度と比べると、約 1.7 万人減少しています。

今後の推計においても減少が続き、令和 6 年度には約 3 万 6 千人まで減少すると予測しています。

【児童・生徒数の推移】



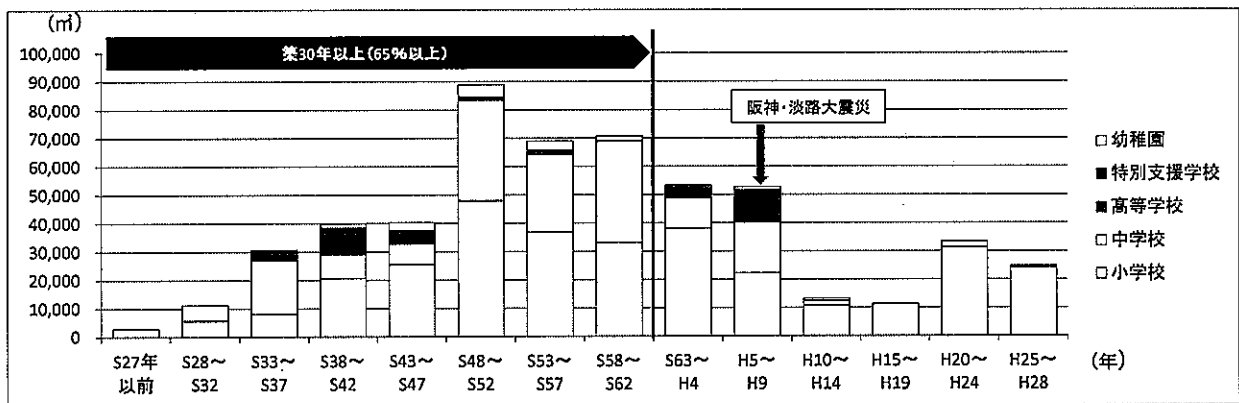
出典：各年 5 月 1 日在籍児童・生徒数、平成 30 年度前期西宮市立小・中学校児童・生徒数の推計

### (3) 学校施設の状況

学校施設の多くは第2次ベビーブーム世代に対応するために整備されており、昭和40年代後半から50年代にかけての整備が最も多く、築後30年以上を経過している施設が全体の65%以上を占めています。今後、施設の更新・改修のために多額の費用がかかることから、効果的・効率的な施設整備を計画的に行うことが必要となっています。

また、学習指導要領の改定を経て、既存校が整備された当時には想定していなかった教育環境が必要とされており、現在は多様な学習内容・学習形態による教育活動が求められています。例えば、少人数教室や多目的スペース、コンピューター教室といった諸室が必要であり、既存校においては転用が可能な教室を活用するなどして対応しています。

【建築年代別面積】



出典：公立学校施設台帳（2017年）を基に作成

### (4) 小学校の活用事例

これまでに小学校が活用されてきた事例としては、留守家庭児童育成センターや防災備蓄倉庫の設置等があります。留守家庭児童育成センターについては、基本的に小学校敷地内に整備されていますが、ここでは校舎や体育館棟を活用したものや体育倉庫と一体となっているものを記載しています。

〈活用の一例〉

※印は、新築・改築時に整備したものの

留守家庭児童育成センター	平木小（北棟1階） 高木北小（校舎1階）※ 瓦木小（体育倉庫の2階） 瓦林小（体育倉庫の2階） 津門小（体育倉庫の2階） 鳴尾小（体育館棟1階） 鳴尾東小（プール棟1階） 名塩小（体育倉庫の2階） 小松小（更衣室棟の2階） ■一時的な校舎利用（R1まで） 香櫨園小、夙川小、段上小、樋ノ口小、瓦木小、春風小
小規模保育事業所	平木小（北棟1階）
子育て広場	高木北小（校舎1階）※
防災備蓄倉庫	西宮浜小（体育館棟1階） 苦楽園小（北棟3階） 広田小（北棟1階） 甲東小（北棟2階） 高木北小（校舎4階）※ 深津小（西棟2階） 南甲子園小（校舎4階）※ 高須西小（校舎3階） 鳴尾東小（東棟1階）

### 3 必要諸室と活用可能教室について

学校施設の有効活用を進めるにあたって、各小学校における教室の状況を比較するために、小学校の必要諸室を「別表」(P.9) のとおり定めました。

近年の改築校の整備状況を参考に、必要諸室の種類や数、広さの目安を記載しています。この「必要諸室」の表を活用可能な教室があるかを判断するための指標とすることで、施設の有効活用の促進を図るとともに、今後、小学校の改築等を行う場合の目安としても使用することとします。

必要諸室については、諸室数と広さを定めましたが、学校現場では児童への指導体制や教員相互の連携、学年単位のクラス配置が重要であり、それらを考慮した教室配置を行っています。

必要諸室と照らして活用可能な教室があるとされた場合でも、学年ごとのまとめりや特別支援教室の配置、管理諸室の配置など全体の諸室配置を踏まえて、実際に活用が可能かどうかを検討する必要があります。

#### (1) 必要諸室の種類

必要諸室について、以下のとおり種類を分類します。

##### 【必要諸室の種類】

管理諸室	学校の管理に必要となる部屋【校長室、職員室など】
教室	児童が日常的に学習・生活する場として使用する教室 【通常学級や特別支援学級】
特別教室	教科等の特定の活動に使用する部屋 【理科室、音楽室、図工室、図書室、コンピューター教室など】
その他諸室	上記以外で学校教育を進めるために必要な部屋 【学習の場として必要な部屋：少人数教室、多目的室など】 【児童の生活・交流の場：児童更衣室、ランチルームなど】 【学校運営上必要な部屋：相談室、倉庫など】

#### (2) 必要諸室の整備

既存校の現状と新たに定めた必要諸室を比較すると、諸室数や広さに比較的余裕のある学校もあれば、不足する学校もあります。不足する学校については、以下の考え方に沿って諸室を整備することとします。

「管理諸室」・・・・・・転用可能な教室が発生した場合、可能な限り設置に努めます。ただし、設備の改修等、大規模な工事が必要となる場合には、長寿命化改修工事の際に検討することとします。

「教室」・・・・・・・・・・確保が必須の場所です。学級増の場合は、「その他諸室」などで、一時的に「教室」として使用可能な場所がないか検討を行います。それでも既存校舎に設置不可の場合は、これまで同様、仮設教室の設置等で対応します。

「特別教室」・・・・・・・・理科室・音楽室の第二教室については、規定の学級数を超える場合に可能な限り設置に努めます。ただし、設備の改修等、大規模な工事が必要となる場合には、長寿命化改修工事の際に検討することとします。

「その他諸室」・・・・・・・・転用可能な教室が発生した場合、児童が使用する場所については、可能な限り設置に努めます。ただし、設備の改修等、大規模な工事が必要となる場合には、長寿命化改修工事の際に検討することとします。

既存の校舎においては、建物の構造上、改修できない場合があります。校舎の構造や形状等、個々の事情に配慮して、可能な限り整備していくこととします。また、改築する場合には、この必要諸室に合わせて整備を行うこととします。

今後、学校教育の指導内容や方法が変わることも考えられますので、状況に応じて必要諸室の見直しを行います。

### (3) 活用可能教室

各学校の諸室の現有数が必要諸室数を上回る場合、学校教育活動として必要性が低い教室を、「一時的転用可能教室」と「転用可能教室」に区分します。

#### 【一時的転用可能教室・転用可能教室の定義】

一時的転用可能教室	学級数増や学年の学級数の推移から将来的に必要となるものの、現在の学校教育活動には必要性が低い教室。 一時的な転用であることから、現状有姿のまま活用する教室。
転用可能教室	必要諸室の目安から考えると、今後、学校教育活動としては必要性が低い教室。



## 4 活用の対象となる施設について

これまでの有効活用の状況や学校教育活動への影響を考慮して、今後、活用を進めていく際の施設とその優先度を次のとおりとします。各施設の置かれている状況や地域のニーズなどは様々であり、順位づけを行うことは難しいですが、今後の活用方策を検討する際の一定の考え方として示しています。

### 【活用する際の優先施設】

- ① 教育施策（学校及び教育委員会）の実施に関するもの
- ② 留守家庭児童育成センター
- ③ 子育て支援施策の実施に関するもの
- ④ 防災備蓄倉庫（低層階については③を優先、上層階については④を優先）
- ⑤ 地域利用（市民館、公民館など）
- ⑥ その他公共施設

学校施設の活用にあたっては、教育環境として必要な諸室を確保することが前提であることから、「①教育施策の実施」に際して必要かどうかを最優先に考えます。次に、これまでの有効活用において、主に児童や子育て施策に関わるものを中心に進めてきたことから、児童の放課後対策となる「②留守家庭児童育成センター」を優先するものとし、続いて、「③子育て支援施策の実施に関するもの」を優先するものとします。

また、学校は災害時の拠点となることから、「④防災備蓄倉庫」の設置を優先します。特に、浸水被害の想定区域においては、上層階への設置が必要です。該当区域であれば上層階の設置が可能かどうかを考慮します。

「⑤地域利用（市民館、公民館など）」については、地域が様々な活動するための複数の部屋・設備を有しています。①～③の施設は転用可能教室1室から整備が可能ですが、市民館や公民館はまとまった面積が必要であり、転用可能教室1室だけでは整備が難しいのが実情です。今後、さらに少子化が進み、転用可能な教室が複数生じる場合に活用を検討することとします。また、「⑥その他公共施設」についても、活用の要望があれば、調整を図ります。

なお、②・③については、利用対象者が小学校に通う子供と同一又は近い年齢であることから、小学校を活用の中心と想定しています。④については、指定避難所である幼稚園以外の全学校施設を対象とし、⑤・⑥については全学校施設を対象とした活用とします。

## 5 有効活用の基本的な考え方

今後活用方策を検討する際には、3・4で示した考え方に加え、以下のことに留意し、総合的に判断することが重要です。個別の事情を勘案し、有効活用を進めます。

### (1) 教育環境の確保

これまでの有効活用においても学校教育に支障のない範囲で取り組みを進めてきました。学校施設は教育活動を行うための施設であることから、教育環境として必要な諸室を確保することが活用にあたっての前提となります。学年ごとのまとまりといった教室の配置や、管理諸室や特別支援教室の配置など、良好な教育環境を確保したうえで活用を進めます。

### (2) 安全性の確保

これまで活用を進めてきた留守家庭児童育成センターは児童が利用する施設でしたが、今後、活用を進める施設の種類によっては、地域住民等様々な人が利用することが想定されますので、事故発生の防止や防犯上の問題がないか等、利用形態に応じた安全性を確保します。

### (3) 適用法令等への対応

施設の種類によっては、建築基準法や消防法等の関係法令で適用する基準が異なる場合があります。複合施設として異なる用途が混在する場合は、各用途に応じた防火対応等が必要となることから、法令の適用関係も踏まえながら検討を進めます。

### (4) 管理区分の明確化

施設を複合化する場合は、各施設の専用部分、共同利用部分の管理区分を明らかにし、共同利用部分における管理責任を明確にしておくことが重要です。また、改修工事費や光熱水費の分担、鍵等の管理といった施設管理上必要となる事項については、事前に取り決めをしておくこととします。

### (5) 学校教育の活動時間帯以外の利用

必要諸室を定めることにより、活用可能な教室があるかを判断することとしていますが、留守家庭児童育成センターの施設が不足している地域では、一定数の児童が在籍していることから、活用可能な教室が出てくることは当面難しいと考えられます。

現在、児童が利用しない放課後の時間帯や夏休み等の長期休業期間において、教室を活用した放課後対策の事業が進められていますが、学校施設の有効活用を図る観点から、必要諸室と照らし合わせて転用可能な教室がない場合でも、施設管理上の工夫を行い、学校教育の活動時間帯以外の利用を図るといった取り組みも進めていきます。

## (6) 財産処分の手続きや補助金返還の有無

国庫補助を受けて整備した施設については、処分制限期間内に転用を図る場合、原則として国の承認（財産処分手続）や国庫補助相当額の国庫納付が必要となりますが、国庫補助事業完了後10年以上経過し、無償による財産処分であれば国庫納付を不要とするなど財産処分手続の簡素化・弾力化が図られています。活用を進めるにあたっては、余分な国庫納付が発生しないよう留意した上で取組みを進めます。

## 6 長寿命化改修と改築時における複合化

今後、学校施設は西宮市学校施設長寿命化計画に基づき原則築80年まで使用することになります。施設を長く使用するために、築後50年で施設の内外の部位をまとめて改修する長寿命化改修工事を行う予定です。

建築後、年数の経過とともに、児童数の増減や教育課程の変更など、学校を取り巻く様々な状況は変化します。長寿命化改修では、教育課程やその時点の学校規模に応じた諸室等の再整備を行う方針です。学校運営上使いやすい諸室配置に変更したり、学校が使用する諸室をまとめた場所に集約したりすることが可能となります。

今後、少子化に伴い、学級数が減少する学校が多く生じることから、長寿命化改修時に学校として使用しないスペースが生じる場合には、他の施設として有効活用ができないか、事前に関係部署・学校と調整を図ることとします。また、将来的に少子化が進んだ場合の活用パターンについても、可能な限り長寿命化改修の設計段階で考慮することとします。

改築時についても長寿命化改修と同様です。近年の改築校で既に行っているように、設計段階より他の施設との複合利用の調整を図ります。さらに、将来他の施設に転用しやすい配置等も考慮することとします。

## 7 複合化の検討体制

更なる学校の有効活用・適切な公共施設整備を進めていくためには、庁内関係部署との緊密な情報交換・協議の場が必要です。今後は、毎年度、定期的に「学校施設の複合利用検討作業部会」を開催し、複合化の検討を行うこととします。

別表 【小学校】 必要諸室

広さ(目安)は普通教室(約64㎡)を1として記載

種類	名称	適正案		備考
		数	広さ(目安)	
管理諸室	校長室	1	0.5	
	職員室	1	2.5	
	事務室	1	0.5	
	保健室	1	1	
	用務員室	1	0.5	
	(用務員作業室)	(1)	(0.5)	※基本は屋外に設置。設置不可能な場合のみ校舎内に確保
	印刷室	1	0.5	
	放送室	1	0.5	
	職員用更衣室	2	0.5	
	教室	通常学級	CL	1
特別支援学級		5	0.5	※在籍人数・開設クラス数によっては、協議する必要あり
特別教室	理科室①	1	1.5	
	理科室②(4-6年13CL以上)	1	1.5	※必要授業数と1週間のコマ数・使用頻度より設定
	理科準備室	1	0.5	
	音楽室①	1	1.5	
	音楽室②(3-6年17CL以上)	1	1.5	※必要授業数と1週間のコマ数・使用頻度により設定
	音楽準備室	1	0.5	
	図工室	1	1.5	
	図工準備室	1	0.5	
	家庭科室	1	1.5	
	家庭科準備室	1	0.5	
	コンピューター教室	1	1.5	
	コンピューター準備室	1	0.5	
その他諸室	図書室	1	2.5	
	相談室	2	0.5	
	少人数教室	2	1	
	多目的室兼ランチルーム	1	2	
	プレイルーム	1	1	
	児童更衣室	2	0.5	
	会議室	1	1	
	教具倉庫	2	1	
	倉庫	3	0.5	
	PTA室	1	0.5	

※ 網掛け部分は、学校の状況に応じて適正案の範囲内で数と広さを変更できるものとする。